

Ⅱ 道路及びこれに付帯する施設

Ⅱ-A 歩道

(1) 歩車道の分離

整備の基本的考え方

- (1) 歩車道は、可能なかぎり分離し、歩行者の安全を確保する。
- (2) 歩車道を分離する方法は、道路の諸条件を考慮し、選択する。

①【歩車道の分離】

- ・歩行者の安全を確保するため、歩車道を分離する。ただし、車両がほとんど走行しないか、または、わずかな走行で、かつその走行速度が遅い道路などにおいて、他に安全対策が施されている場合は除く。

②【分離の方法】

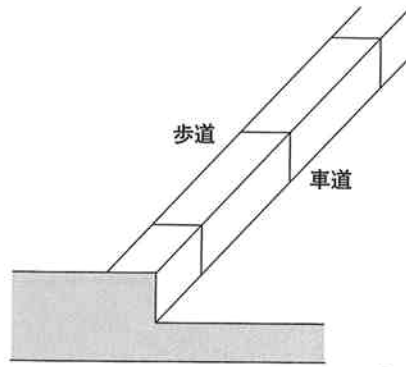
- ・歩車道を分離する方法を決定するにあたっては、以下の諸条件を総合的に考慮する。

- ア 自動車通行の幹線道路であるかどうか。
- イ 自動車からの歩行者の安全をどのように確保するか。
- ウ 歩道の幅員は十分確保されるか。
- エ 路面の排水をどうするか。
- オ 民地の高さ、道路の横断・縦断勾配

(歩車道の分離の構造)

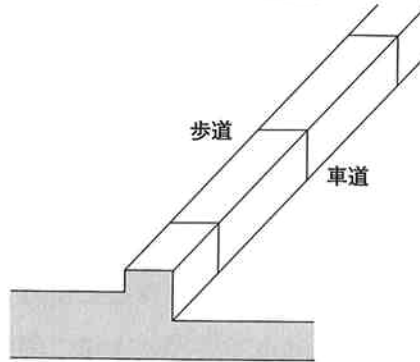
■マウントアップ方式

- 歩道を車道より一段高くする



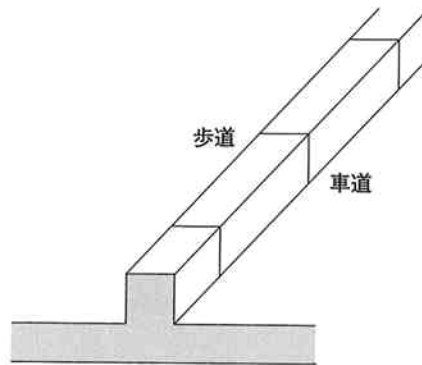
■セミフラット方式

- 歩道が車道より高く、縁石が歩道より高い



■フラット方式

- 歩道と車道を同一平面とする

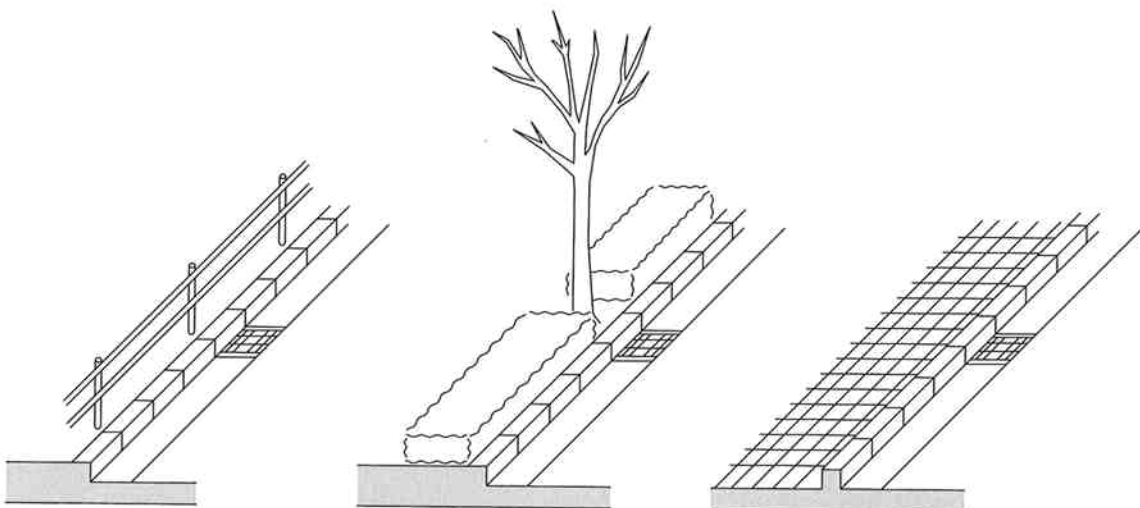


(歩車道を分離するもの)

- ガードパイプ

- 植樹帯

- 縁石



(2) 歩道の有効幅員

整備の基本的考え方

- (1) 障がい者や高齢者が安心して通行できる歩行幅員を立体的かつ連続的に確保する。
- (2) 歩行の有効幅員を通行量にあわせて確保するとともに、将来、危険物などにより有効幅員が狭められないよう配慮する。

①【幅員】

- ・ 幹線となる道路においては、有効幅員は原則として200cm以上とする。
- ・ その他の道路においては、有効幅員は90cm以上とする。この場合、すれちがい及び車いすの回転のため、要所に150cm以上の幅員を確保することが望ましい。

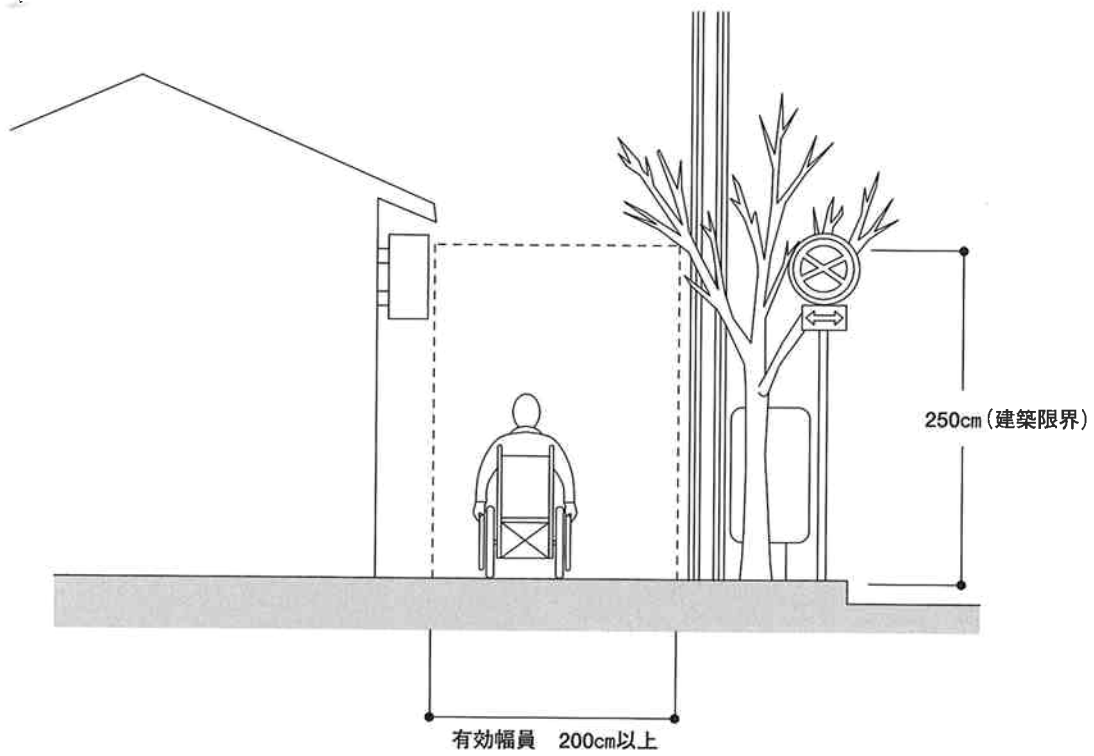
②【設計上の配慮】

- ・ 標識柱、街灯柱などの整理統合などにより、有効幅員をできるだけ広げる。

※ ①【幅員】の「幹線となる道路」とは、障がい者や高齢者などが利用するうえで、幹線となるような道路のこととし、ネットワークを構成する幹線となる道路は次の観点から選ぶものとする。

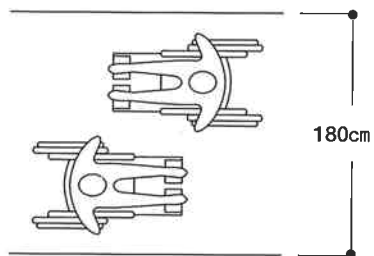
- ア 障がい者や高齢者などによく利用される施設とバス停留所などを最も短く結ぶ道路。
- イ 道路に沿って公共施設、商店などがあり、その利用価値が高い道路。
- ウ 災害避難誘導路。

(有効幅員の考え方)

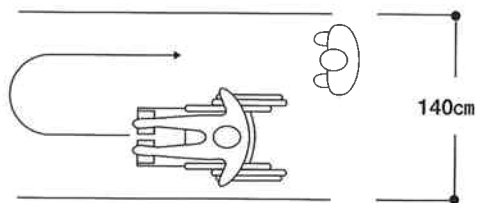


(すれちがいに必要な幅員)

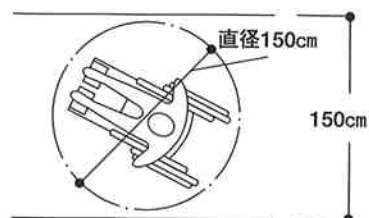
車いす同士のすれちがい



車いすと人とのすれちがい



車いすの回転



(3) 一般的事項

整備の基本的考え方

→(1) 歩行者の通行道線上の段差は最小限とし、すりつけることにより段差の解消をはかる。

① 【すりつけ勾配】

- ・すりつけ勾配は8%（約1/12）以下とする。
- ・車いすでもスムーズに通行できるよう強度のあるものですりつけをする。

② 【勾配】

- ・すりつけ勾配の方向は、歩行者の通行道線上の方向と一致させる。
- ・歩道の水勾配は1/100程度が望ましい。

③ 【排水柵】

- ・歩車道境界には、水が溜まらないように、街渠柵の設置位置、周囲の勾配に配慮する。

④ 【水平部分】

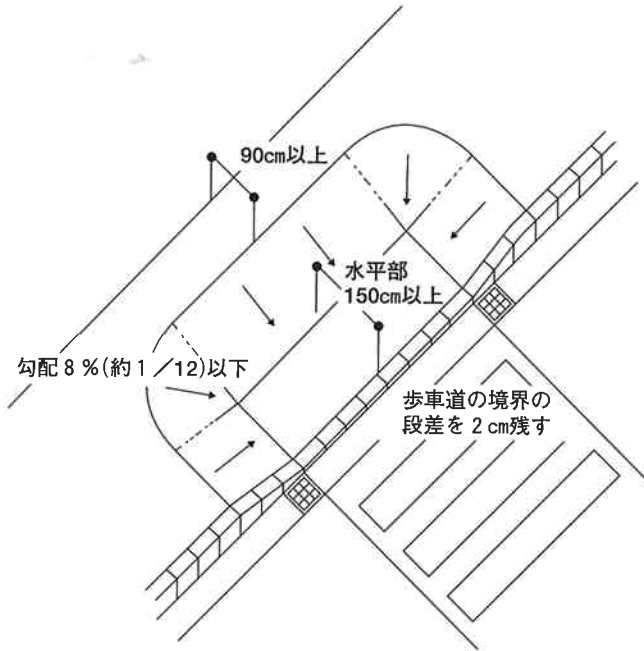
- ・信号待ちなどのため、切り下げ部分に、車いすの止まれる水平部分を設けることが望ましい。

⑤ 【幅員が狭い歩道】

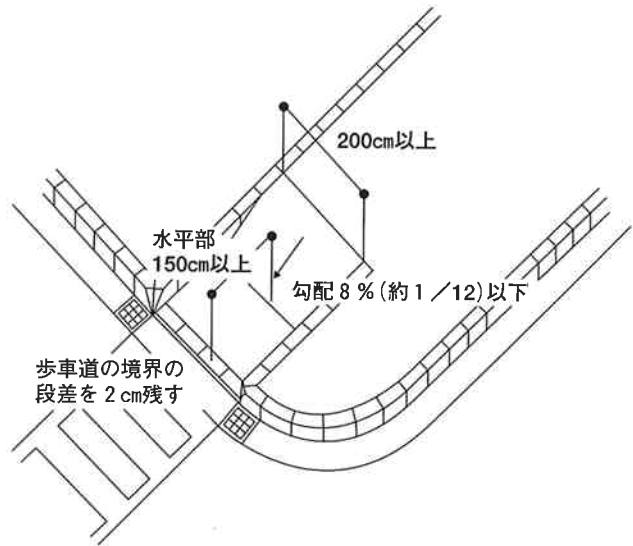
- ・幅員が狭い歩道では、街渠ブロック高さを低くするか、または、歩道の全幅を切り下げる。

(歩道幅員が広い場合の例示)

●単路部における横断歩道箇所の切り下げ

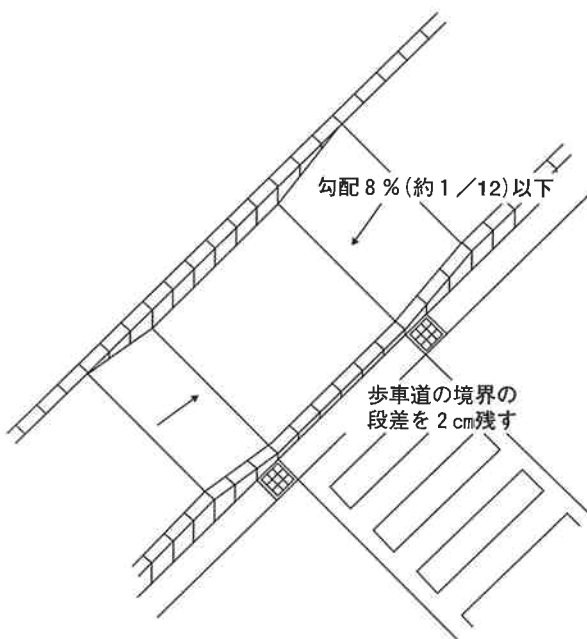


●歩道巻き込み部の切り下げ

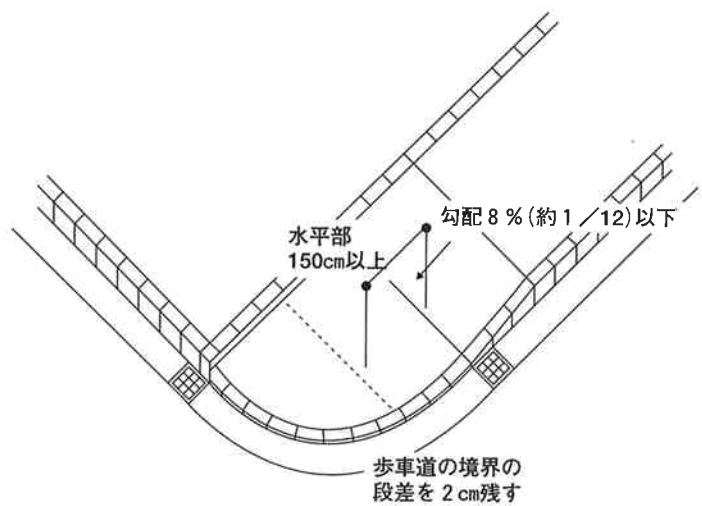


(歩道幅員が狭い場合の例示)

●単路部における横断歩道箇所の切り下げ



●歩道巻き込み部の切り下げ



[図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある]

(4) 交差点における切り下げ

整備の基本的考え方

- (1) 交差点の横断歩道に向けてのすりつけは、自転車に対する歩行者の安全、路面の排水などを考慮の上、障がい者や高齢者などが安全かつ快適に通行できるような構造とする。

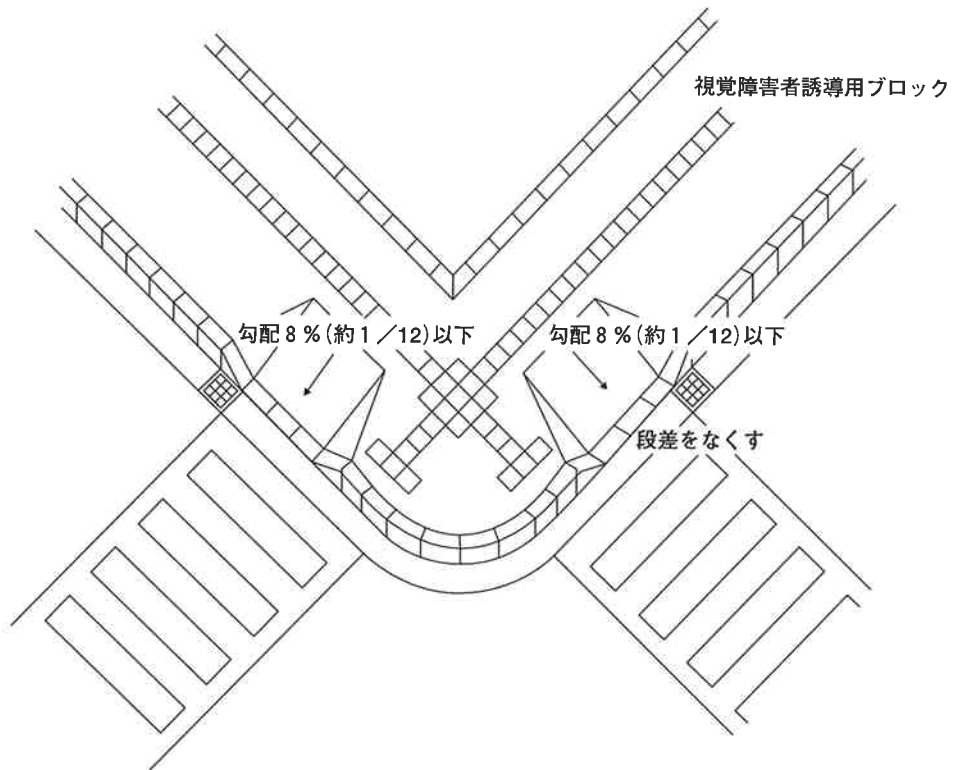
①【通行道線を分離できる場合】

- ・歩道の幅員が広く、視覚障がい者と車いす使用者との歩道上の通行動線が分離できるようなところでは、車いす使用者が通行する部分について、切り下げを行い、段差をなくす。

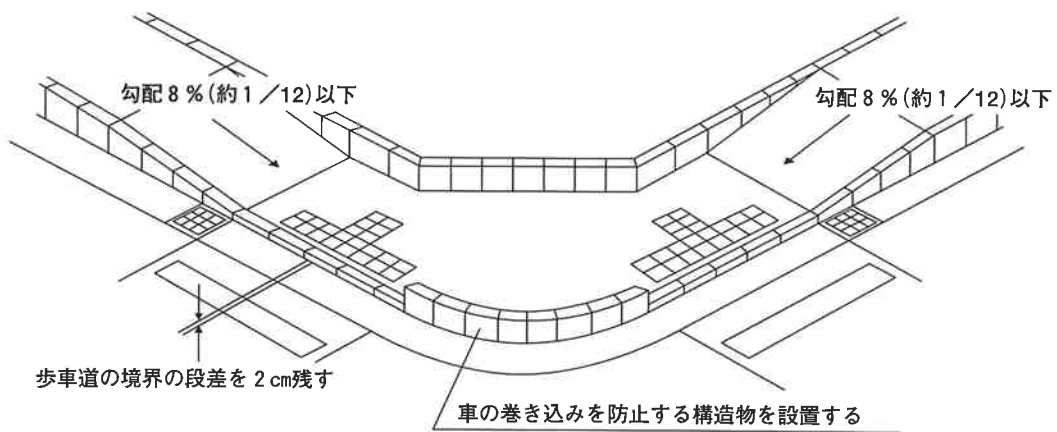
②【通行道線を分離できない場合】

- ・視覚障がい者と車いす使用者との歩道上の通行道線が分離できないようなところでは、車いす使用者の利便と視覚障がい者の安全な通行との双方を考慮し、歩車道の境界は段差 2 cmを残す。

(①視覚障がい者と車いす使用者との歩道上の通行動線が分離できる場合の例示)



(②視覚障がい者と車いす使用者との歩道上の通行動線が分離できない場合の例示)



(5) 車乗り入れ部

整備の基本的考え方

- (1) 車乗り入れ部は、歩行者の通行のしやすさを考慮し、路面が連続して平坦となるような構造とする。

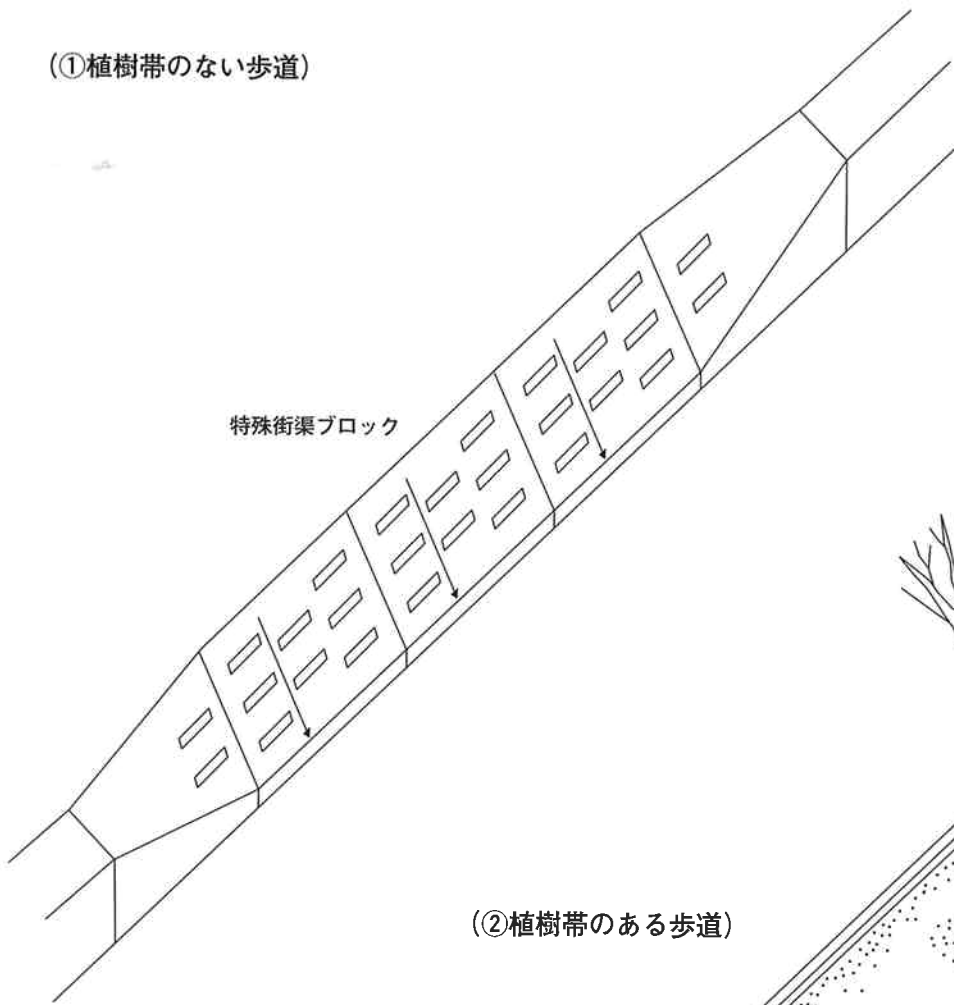
① 【植樹帯のない歩道】

- ・植樹帯のない歩道では、特殊街渠ブロックを使用し、歩道の平坦性の確保に努める。

② 【植樹帯のある歩道】

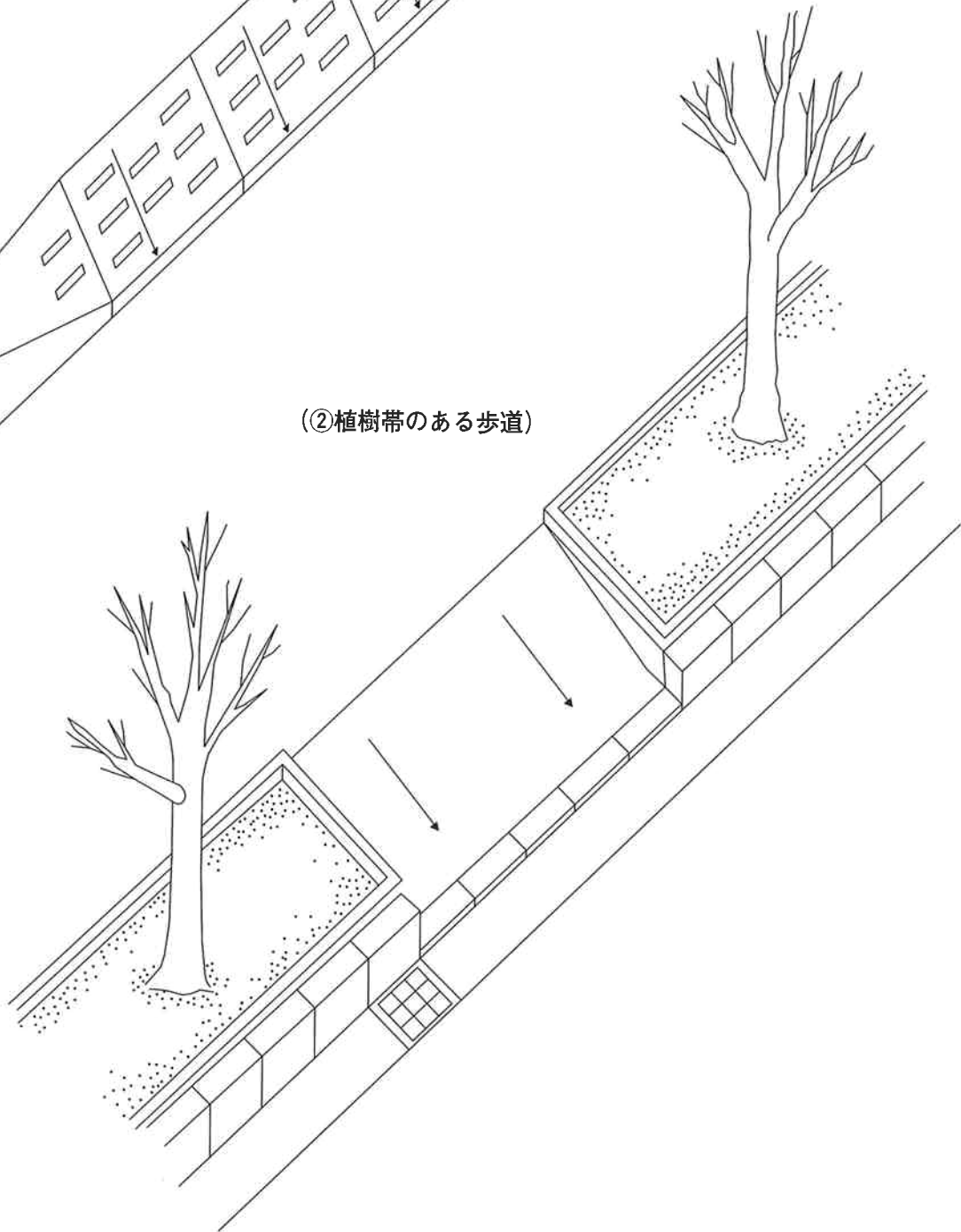
- ・植樹帯の幅で切り下げを原則とする。また、必要に応じ特殊街渠ブロックを使用し、歩道の平坦性の確保に努める。

(①植樹帯のない歩道)



特殊街渠ブロック

(②植樹帯のある歩道)



(6) 視覚障害者誘導用ブロック

整備の基本的考え方

- ① (1) 視覚障がい者が多く利用する歩道上に、容易に確認でき、かつ覚えやすい方法で視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- (2) 敷設にあたっては、その他の歩行者の安全を阻害しないよう配慮する。

①【種類】

- ・視覚障害者誘導用ブロックの種類は、線状ブロックと点状ブロックの二種類とする。
形状は右図のとおりとする。

②【設置方法】

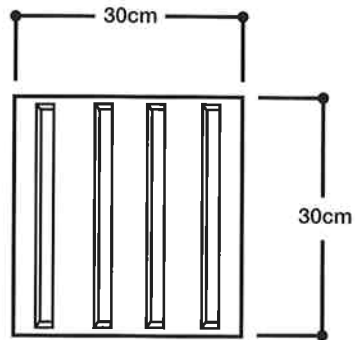
- ・線状ブロックは、主として誘導対象施設の方向を案内するために用いる。その設置は、通行動線の方向と線状突起の方向とを平行にする。
- ・点状ブロックは、主として危険箇所および曲がり角などの注意喚起、並びに誘導対象施設の所在を示すために用いる。
- ・危険物を回避させる場合、複雑な誘導経路の場合、視覚障がい者が頻繁に利用する場合などにおいて、継続的に敷設する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは不陸や不当沈下が生じないようにする。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの上および両端30cmは通行の支障となる障害物を置かない。

③【材質等】

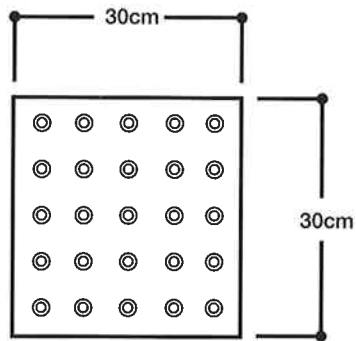
- ・視覚障害者誘導用ブロックの材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐摩擦性に優れたものとする。
- ・表面の色彩は他の部分の色との対比効果が十分に発揮できるようにし、原則として黄色を用い、状況に応じ適切なものを選択する。

(視覚障害者誘導用ブロックの形状例)

■線状ブロック



■点状ブロック



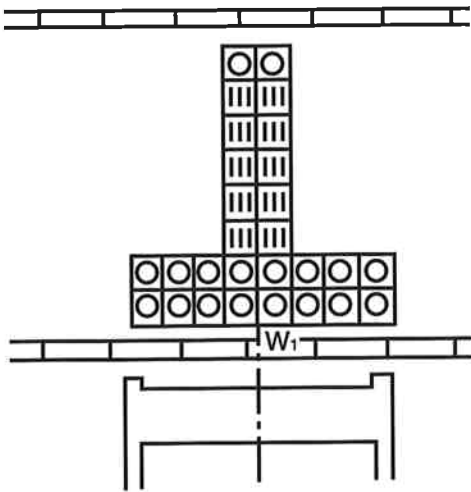
(不法占用等により有効幅員が狭められないような配慮の例示)



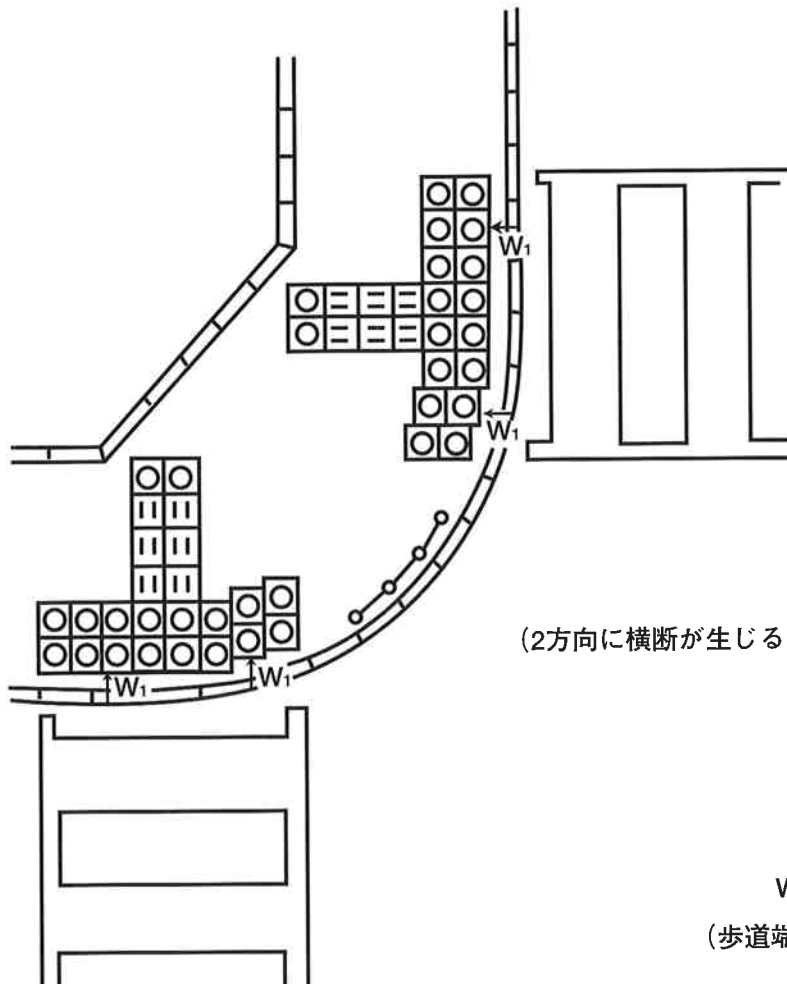
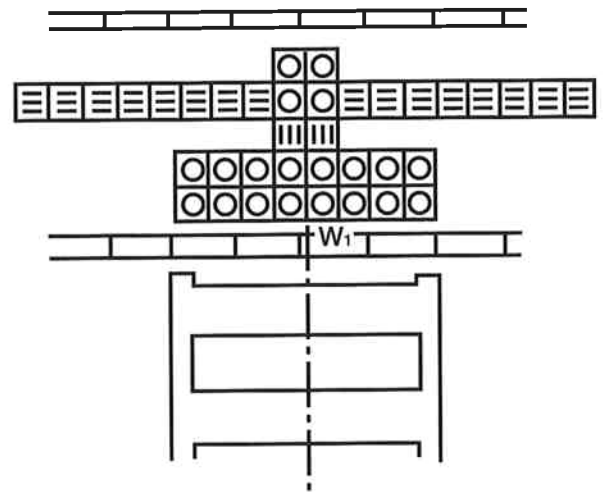
歩道上への商品のせり出しや
自転車の放置を防ぐ

(視覚障害者誘導用ブロックの設置例)

■横断歩道部の設置例



(継続的直線方向を案内している場合)

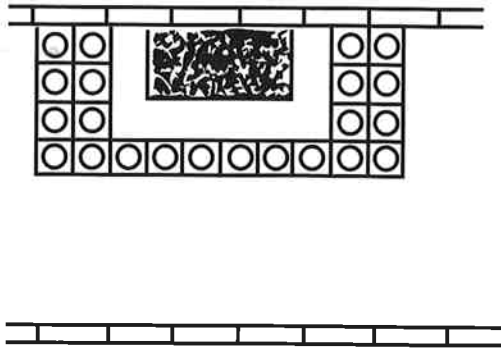


(2方向に横断が生じる場合)

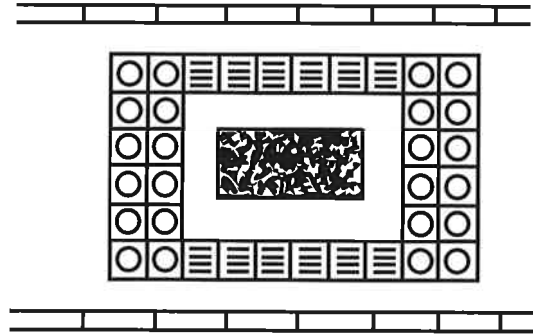
W_1 : 30cm程度
(歩道端からブロック端まで)

■危険物回避の設置例

障害物を囲んだ例

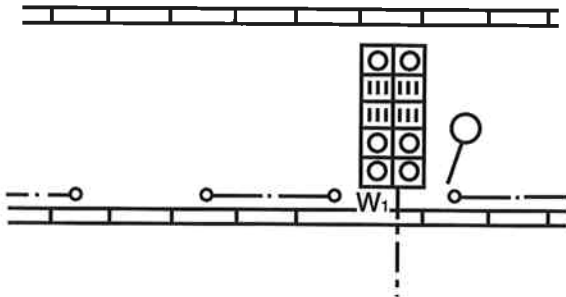


歩行経路を案内した例

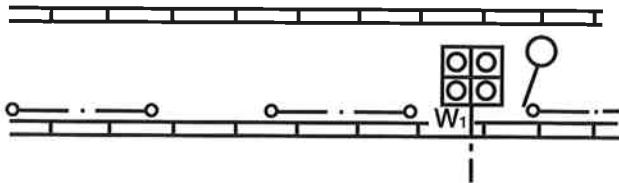


■バス停留所の設置例

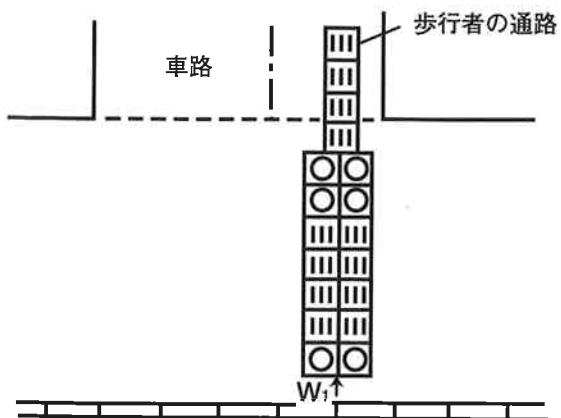
歩道幅員が広い場合



歩道幅員が狭い場合



■施設等入口部の設置例



(7) 歩道舗装

整備の基本的考え方

- (1) 歩道舗装は、障がい者や高齢者などの転倒を防ぐため平坦性・滑りにくさ、水はけのよさの視点から材料を選択し施工する。

① 【平坦性】

- ・障がい者や高齢者などによっては、わずかな凹凸や段差につまずいたり、転倒したりすることがあり、歩道の平坦性を確保するよう十分配慮する。

② 【滑りにくさ】

- ・路面が滑ると、歩きにくいばかりか転倒の恐れがある。特に、雨でぬれた場合における路面の滑りにくさに留意して材料を選ぶ。
- ・磁器タイルのような、湿潤状態になると滑りやすい材料を使うときは、表面に凹凸をつけたものを選ぶ。

③ 【水はけのよさ】

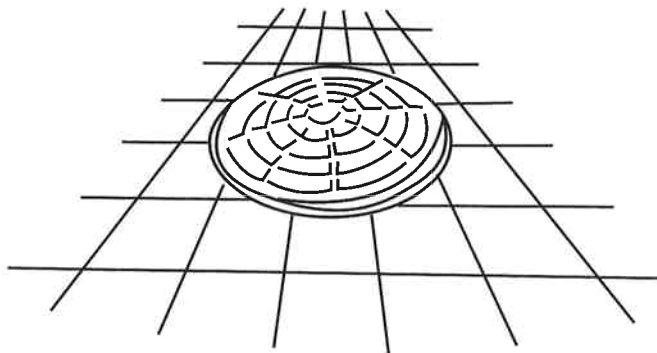
- ・水たまりをできにくくするため、平坦性を確保し、必要な場所には透水性のある材料を用いる。

④ 【民地との境界付近】

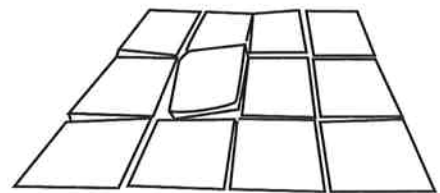
- ・建築物のアプローチが整備されている場合、平坦性の確保には特に配慮する。

(歩道面の平坦性を阻害するものの例)

■マンホールの蓋の持ち上がり



■歩道敷石（レンガ等を含む）の凹凸



Ⅱ－B 横断歩道

整備の基本的考え方

- (1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設定する。
- (2) 横断歩道には、標識または信号機を設置し、標示を行う。

①【設置場所】

- ・横断歩道は、歩行者の安全性・利便性等を考慮し、視界の良好な場所を選定し、適宜設置する。また、裏通りでも道路を横断する歩行者が多い箇所では、歩行者の安全性及び自動車の交通量を考慮して設置する。
- ・障がい者や高齢者などの利用が多い場所においては、横断歩道橋(スロープの付設してないもの)の近くであっても設置するような配慮をすることが望ましい。

②【信号機】

- ・青信号(点滅時間も含め)については、障がい者や高齢者などの歩行速度を考慮する。
- ・横断歩道には音響式信号機を設置することが望ましい。音響式信号機の音量は、交通量など周囲の環境にあわせることが望ましい。
- ・押しボタン式信号機の押しボタンの高さは100cmを標準とする。